

1 趣旨

この要領は、鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例(昭和44年11月15日条例第15号。以下「条例」という。)および鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する規則(昭和45年11月20日規則第5号。以下「規則」という。)の施行に際し必要な事項を定めるものとする。

2 (旅費の計算に規定する最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合)

条例第7条に規定する公務上必要または天災その他やむを得ない事情とは、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 金沢方面への鉄道を利用する場合で、通学・通勤時間帯に利用する必要がある、ハピラインふくい鯖江福井間の混雑を回避するためにJR越前たけふ駅で乗車する場合
- (2) 悪天候等により運休となった場合
- (3) 前2号に類する事情であり、所属長が相当であると認めた場合

3 (旅費の調整に規定する特別の事情)

条例第25条に規定する特別の事情とは、次の各号に規定するとおりとする。

- (1) 大阪・関西万博の開催により、宿泊費が条例第19条第1項に規定する額を超えるとき。
- (2) 前号に準ずる企画や、物価の高騰等により宿泊費が条例第19条第1項に規定する額を超えるとき。

4 (特別の事情に該当する場合の確認)

前項に該当する宿泊施設の予約等を行う際には所属長に確認および報告を行うものとし、所属長は近隣の類似施設を確認の上、妥当であるか判断するものとする。

5 (該当事由の記載)

公務上必要または天災その他やむを得ない事情、特別の事情については旅行命令発出の際に摘要欄に記載の上で、内容が確認できる書類を添付する。その際、改めて所属長が旅行の可否、事情の該当非該当について確認を行うものとする。

6 (決裁区分)

当要領に定める場合の決裁は、鯖江・丹生消防組合事務代決および専決規程(平成12年3月29日訓令第1号)第7条で定める別表2 人事専決事項(10)旅行命令 アのとおりとする。

7 (精算)

旅行終了後に精算伺書を作成し、宿泊に係る領収書を添付の上で会計課に提出する。

附 則

この要領は、令和6年8月26日から施行し令和6年4月1日から適用する。